

平成21年 No.15

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部を改正する規程

制定理由

学生キャリア支援センター職員（兼任教員）の選出方法変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成21年3月26日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成21年規程第11号

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部を改正する規程（案）

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）の一部につ
いて、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

改正理由：学生キャリア支援センター職員（兼任教員）の選出方法変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 センターに、センター長、専任教員及び兼任教員を置く。</p> <p><u>2 兼任教員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</u></p> <p>(1) <u>各学系教授会構成員のうちから選出された者 各4名</u></p> <p>(2) <u>学長が委嘱する者 若干名</u></p> <p><u>3 第1項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特任教授等（特任教授、特任准教授及び特任講師をいう。）を置くことができる。</u></p> <p><u>4 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>[省略]</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 東京学芸大学就職委員会委員から引き続いて兼任教員となった者の任期は、平成21年3月31日までとする。</u></p> <p><u>3 この規程施行の際、平成20年度から引き続き任期を有している兼任教員のうち、人文社会科学系及び自然科学系選出の各1名の任期は、平成23年3月31日までとする。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 センターに、センター長、専任教員及び兼任教員を置く。</p> <p><u>2 前項に定める職員のほか、必要に応じて東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第2条に定める特任教授等（特任教授、特任准教授及び特任講師をいう。）を置くことができる。</u></p> <p><u>3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>[省略]</p>